

富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務概要

(1) 業務名

富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務

(2) 業務内容

別紙「富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予算上限額

2,805千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※本プロポーザルは、富山県令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務であるため、富山県議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む)、提供した知見の対価等については一切補償しない。

(5) 委託金額(上限)

未収金の回収実績金額の30%(消費税及び地方消費税を除く)以内

3 プロポーザル参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている者とする。ただし、(12)に示す指定公金事務取扱者の指定に関しては、参加資格確認において仮審査を行うものとし、契約候補者の決定後、「指定公金事務取扱者申出書」(富山県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式に関する規程第101号様式の2)の提出後に本審査を行うものとする。

(1) 提案内容を確実に遂行できる体制であること。

(2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

(3) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。

(4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

(5) 本プロポーザルの募集開始の日から受託決定の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。

(6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(9) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること。

イ 暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

(10) 次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（同法第 2 条第 3 項。以下「債権回収会社」という。）であり、債権回収業務の実績があること。

イ 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 30 条の 2 の規定による弁護士法人であり、同法第 57 条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがなく、債権回収業務の実績があること。

(11) 債権管理回収会社にあつては、提案書提出日基準において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。

(12) 指定公金事務取扱者としての指定要件を満たしていること。

ア 資本金の額、資産又は負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

ウ 経営陣の体制、業務に対する十分な知識及び経験を有する業務精通者の確保が十分であると認められること。

エ コンプライアンス体制等の業務執行体制が十分に整備されていること。

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出すること。電話及び口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出方法

電子メール（電話で到達確認をすること。）

(2) 提出先

富山県厚生部こども家庭室こども未来課（「11 提出・問合せ先」を参照）

(3) 提出期限

令和8年3月3日(火)午後5時まで

(4) 回答

受け付けた全ての質問及びそれらに対する回答は、令和8年3月5日(木)までに、県のホームページ「公募型プロポーザルページ」に掲載する。

(5) その他

以下の質問については、受け付けない。

- ア 審査基準の配点に関する質問
- イ 他の応募者に関する質問
- ウ 審査員に関する質問
- エ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

5 プロポーザル参加申込手続

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加申込書(様式第2号)を提出すること。

(1) 提出方法

電子メール(電話で到達確認をすること。)

(2) 提出先

富山県厚生部こども家庭室こども未来課(「11 提出・問合せ先」を参照)

(3) 提出期限

令和8年3月6日(金)午後5時(必着)

6 企画提案書等の提出

本プロポーザル参加者は、下記により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類(全てPDFデータで提出すること。)

- ア 企画提案書等提出届(様式第3号)
- イ 企画提案書

任意様式とするが、次に掲げる内容を含むものとする。

項目	内容
業務実施方針	基本的な取組姿勢、業務フロー、実施スケジュール、収納目標額(収納目標額は根拠を示すこととする)
業務実施体制	・体制(人員・役割分担・連絡体制など) ・専門性・能力(資格・実績・成果など) ・拠点・設備(業務実施場所・設備など) ・個人情報保護等のコンプライアンスに対する社内の責任体制等 ※個人情報保護に関する認証を取得している場合、その認証の名称、取得年月日

業務実施手法	<p>個別業務について実施方法・手順、トラブル対処方法などを具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書催告 ・電話催告 ・訪問調査 ・支払い方法等の相談 ・連帯借受人、連帯保証人への督促 ・未収金の収納手段（口座振込、コンビニ納付等） ・集金及び入金業務 ・分納管理 ・県への報告・連絡 ・債務者等からの問い合わせ対応 ・その他 <p>※特に、上記の手段をどのように組み合わせて効果的な回収につなげるのか具体的に記載すること。</p>
成功報酬見積書	<p>委託金額上限の範囲内において設定する受託手数料（成功報酬率）及び見積額を記載すること。</p>

ウ 添付書類

- ①法務大臣の債権管理回収業にかかる許可書の写し
（参考：債権管理回収業に関する特別措置法第3条）
- ②過去3カ年の決算報告書
- ③会社概要（様式第4号）、登記簿謄本
- ④地方公共団体等における債権回収実績がわかる書類
- ⑤その他企画提案、内容の参考となる書類等

(2) 提出方法

電子メール（電話で到達確認をすること。）

(3) 提出先

富山県厚生部こども家庭室こども未来課（「11 提出・問合せ先」を参照）

(4) 提出期限

令和8年3月11日（水）午後5時（必着）

(5) その他

- ア 提案は、参加業者1者につき1案とする。
- イ 次に掲げる場合については提案を無効とする。
 - ・所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ・審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
 - ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
 - ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合

ウ プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担とする。

エ 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。

オ 提出書類は返却しない。提出された全ての書類は、富山県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書となるため、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等）に該当する場合は、その旨明記すること。

7 審査方法等について

(1) 審査方法

提出された企画提案書等による書面審査のうえ、事業実施に適切な業者を契約候補者として選定する。

なお、提案の内容について個別にオンラインでのヒアリングを実施する場合がある。（ヒアリングを行う場合、日時、場所等詳細については別途通知する。）

(2) 審査基準

別紙「富山県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託事業者選定審査基準」のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無にかかわらず、後日審査結果を書面で通知し、委託契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。

なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。

8 契約手続等

(1) 選定された契約候補者は審査結果通知後、速やかに、下記の納税証明書を提出すること。

【県内に本支店、営業所又は事務所がある場合】

a 県税事務所が過去6箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（県税及びこれに付随する延滞金等で未納のないことのわかるもの）

b 所管税務署が過去6箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のないことの証明）

【県内に本支店、営業所又は事業所がない場合】

a 所管税務署が過去6箇月以内（提案書提出日基準）に発行した納税証明書（その3 未納税額のないことの証明）

(2) 選定された契約候補者と仕様書の内容を別途協議の上、契約を締結する。契約候補者が必要な契約条件に合致しない場合は、次点の者と契約締結について協議する。

9 その他の留意事項

(1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができる。

(2) 委託業務の詳細事項、業務の進め方等については、県の指示に従うこと。

(3) 契約保証金は、見積の100分の10以上とする。ただし、富山県会計規則第75条第3、5、6号

の規定に該当する場合は免除とする。

10 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年3月3日(火)午後5時 |
| (2) 質問に対する回答期限 | 令和8年3月5日(木) |
| ※県が回答を県のホームページに掲載する期限 | |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和8年3月6日(金)午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年3月11日(水)午後5時 |
| (5) 企画提案書等審査会 | 令和3年3月下旬(予定) |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年3月下旬(予定) |
| (7) 業務委託契約締結 | 令和8年4月(予定) |

11 提出・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部こども家庭室こども未来課家庭福祉担当

受付時間は、午前9時から正午、午後1時から5時まで(土日・祝日を除く。)

TEL : 076-444-3209 (直通)

E-mail : akodomokatei★pref.toyama.lg.jp (★を@に変えて送信)